

奈良県議会新型コロナウイルス感染症対策会議運営要綱

(令和2年4月23日各派連絡会内定)

第1 趣旨

この要綱は、奈良県議会会議規則(昭和31年12月奈良県議会規則第1号)第94条第4項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策会議(以下「対策会議」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

第2 構成員

- 1 対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員会の委員長並びに会派を代表する者をもって構成する。
- 2 会派を代表する議員の数は、各会派1人とする。

第3 協議又は調整事項

対策会議は、新型コロナウイルス感染症の対策に関する事項の協議又は調整を行う。

第4 会議

- 1 対策会議に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は議長、副委員長は副議長をもってあてる。
- 3 対策会議は、委員長が招集し、その議事運営を行う。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
- 5 構成員に事故あるときは、その構成員の所属する会派から代理者を出席させることができる。

第5 会議の公開

会議は、原則として公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

第6 会議の記録

委員長は、職員をして会議の概要、出席者の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。